

下記地域において、人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和6年11月15日

南九州市長 塗木 弘幸

記

1 会合の対象とした区域

- 頴娃地域 【郡、宮脇、御領、栗ヶ窪、別府、上別府】
- 知覧地域 【中福良、浮辺、霜出、松山、松ヶ浦】
- 知覧北部地域 【手蓑、知覧】
- 川辺地域 【川辺、勝目、大丸、高田、田代、清水、神殿】
- 川辺北部地域 【川辺の一部、清水の一部】

2 会合の結果を取りまとめた年月日

令和6年10月31日

3 中心経営体の状況

○ 経営体数

	頴娃地域	知覧地域	知覧北部地域	川辺地域	川辺北部地域
法人	88経営体	51経営体	14経営体	33経営体	6経営体
個人	348経営体	232経営体	34経営体	94経営体	9経営体
集落営農 (任意組織)	3組織	一組織	一組織	5組織	一組織
合計	439経営体	283経営体	48経営体	132経営体	15経営体

○ 農地の集積面積

	穎娃地域	知覧地域	知覧北部地域	川辺地域	川辺北部地域
農地の集積面積	3,573ha	2,354ha	343ha	945ha	122ha
区域の農地面積	4,788ha	3,143ha	529ha	1,763ha	307ha
農地の集積率	74.62%	74.91%	64.81%	53.59%	39.87%

4 今後の地域農業のあり方

国は、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題であることから、地域計画を法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することとした。

このような中、本市においては、令和4年度から5地域の人・農地プランを円滑な協議の場が設定できるよう35地域の地域計画に細分化し計画策定に着手するとともに、認定農業者、意欲と能力のある農業者及び生産組織等を対象に経営診断の実施、生産方式並びに経営管理の合理化等の指導や研修会の開催、農地の流動化による集積・規模拡大等に努め、経営感覚に優れた地域の中心となる経営体を育成する。

担い手確保については、後継者の人材育成・確保、就農相談の強化等による新規就農者等の就農促進・定着を図るとともに農業経営に係る資本装備等の営農支援対策のため、国・県の補助事業の導入や営農に関する情報提供を行い、地域の中心となる経営体を確保する。また、スマート農業への取組を強化し、大規模化や効率化・省力化による担い手不足に対処する。

経営体の法人化、加工販売のノウハウ等の先進事例を積極的に研修し、新たな利益を生み出す6次産業化への取り組みを関係機関と連携して推進するとともに、農業生産工程（GAP）、総合的病虫害雑草管理（IPM）の導入定着と環境保全に考慮した耕畜連携により、消費者のニーズに対応した安心安全な農産物を提供する。

水田を中心とした営農地域においては、水田収益力強化ビジョンに基づき産地交付金を活用し収益性の高い作物導入による高度利用の取組を進め、経営安定と需要に応じた米生産を推進する。

今後は、中心となる経営体とそれ以外の農業者で組織された集落営農への転換が不可欠なことから、リーダー研修や組織運営研修等を開催し、地域が一体となった農業を目指す。